

広西壮族自治区特許保護条例

2004年6月3日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広西壮族自治区特許保護条例

(2004年6月3日広西壮族自治区第10期人民代表大会常務委員会第8回会議「広西壮族自治区特許保護条例の改正に関する決定」に基づき第二回改正)

第1章 総則

第1条 特許の保護を強化し、特許出願者、特許権者及び公民、法人又はその他の組織の合法的權益を維持するため、「中華人民共和国特許法」及びその他の関係法律、法規に基づき、本自治区の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 本自治区の行政区域において特許に関係する活動に従事する単位または個人は、すべて本条例を遵守しなければならない。

第3条 自治区人民政府の特許行業務管理部門は自治区における特許の保護業務を行う。県級以上の人民政府が指定した特許業務管理部門（以下「特許管理部門」と総称する。）は、行政区域における特許の保護業務を行う。

各関係部門はその職責範囲内で特許の保護業務を行う。

第4条 自治区人民政府の特許管理部門は関連の専門家を招聘して特許保護技術鑑定グループを構成し、公民、法人又はその他の組織の委託を受けて特許の保護範囲に関係する鑑定業務を行う。

第2章 特許の管理

第5条 単位又は個人の発明創造は法に基づき、国内又は国外で特許を出願することができる。

特許出願以前に、発明創造の技術案と関係する者は当該発明創造に対する守秘義務を負い且つ自ら譲渡してはならない。

第6条 如何なる人も単位に帰属する職務発明創造を個人の名義で特許出願してはならない。

如何なる単位又は個人も非職務発明創造の特許出願を妨害してはならない。

職務発明創造を成した発明者又は創作者に対し、所在の単位は遅滞なく法に基づき獎金と報酬を支払わなければならない。

第7条 特許権は出資資本し又は質権を設定することができる。

特許権を出資資本とした場合は、法に基づきその財産権の移転手続きを行わなければならない。

特許権で質権を設定する場合は、質権設定者と質権者は書面の質権設定契約書を締結し、且つ法に基づき質権設定の登記を行わなければならない。特許権の質権設定契約書は登記日から発効となる。

第8条 特許権者及び特許実施権者はその製品又は製品の包装に特許番号又はその他の

特許標識を表示する権利を有し、且つ製品に法に基づき認可された特許の虚偽防止標識を添付することもできる。

第9条 放送、テレビ、新聞、雑誌及びその他の広告を通じて特許製品及び特許方法を宣伝、販売する場合、流通単位に省級以上の特許管理部門が作成した「特許広告証明」及びその他の証明文書を提供しなければならない。

第10条 如何なる単位及び個人も特許権侵害行為、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に製造、販売、使用、展示、広告、格納、輸送、隠匿等の便宜を提供してはならない。

第11条 国有資産を有する単位は下記に挙げる場合の一に該当するとき、特許資産の評価を行わなければならない。

- (1) 特許出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 国有企業及び事業単位が変更又は終了以前に特許資産を評価する必要がある場合。
- (3) 国有の特許資産で外国又は香港、マカオ、台湾地区の会社、企業、その他の経済組織、個人と合資、協力して実施し、又は外国又は香港、マカオ、台湾地区の会社、企業、その他の経済組織、個人にその特許の実施を許諾する場合。
- (4) 特許資産を評価して出資し有限責任公司又は株式会社を設立する場合。
- (5) 各種の形で国外から特許技術を導入する場合
- (6) その他特許資産の評価が必要である場合。

国有資産を有しない者もその特許資産の評価を申請することができる。

第12条 下記に挙げる場合の一に該当するとき、関係する主管部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 重要な科学研究プロジェクト、新技術及び新製品の開発を行う場合。
- (2) 新技術、新設備、新製品の輸出入貿易を行う場合。
- (3) 外国企業が特許技術、設備を投資し中外合資、協力企業を設立する場合。
- (4) その他、検索報告書の提出が必要な場合。

第13条 特許権者及びその利害関係者は輸出入貨物が特許権を侵害する恐れがあると認めた場合、特許管理部門及び税関に保護を実施するよう求めることができる。

第3章 特許紛争の処理又は調停

第14条 当事者は下記に挙げる特許紛争について、特許管理部門に調停を申請することができ、人民法院に訴えることもできる。

- (1) 特許出願権と特許権の帰属に係わる紛争。
- (2) 職務発明の発明者の報奨と報酬に係わる紛争。
- (3) 発明特許の出願公告後から特許権が付与される以前の発明の実施料に係わる紛争。
- (4) 特許発明者、創作者の資格に係わる紛争。
- (5) 法律、法規に規定された特許管理部門で調停を行うその他の特許紛争。

第 15 条 自治区人民政府の特許管理部門は自治区における重大な影響を有し、管轄権が確定し難い又はその他の自治区人民政府の特許管理部門により管轄されるべきな特許紛争を処理又は調停する。

市、県人民政府の特許管理部門は本行政区域における又は上級の特許管理部門が管轄権を指定した特許紛争を処理又は調停する。

第 16 条 特許管理部門に特許紛争の処理又は調停を申請する場合、下記に示す条件に適合し、且つ申請書を提出しなければならない。

- (1) 請求者が特許権侵害紛争と直接利害関係がある単位又は個人である。
- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実、理由がある。
- (3) 当事者のいずれも人民法院に提訴していない又は仲裁協議がない。
- (4) 特許管理部門の管轄範囲、受理事項、受理有効期間に属する。

第 17 条 特許管理部門の特許紛争の処理又は調停の時効は 2 年間であり、特許権者又は利害関係者は損害を知った又は知り得た日から起算する。

第 18 条 特許管理部門は申請書を受けた後、審査を経て受理条件に適合すると認めた場合は、7 日以内に立案して受理しなければならないが、受理条件に適合しないと認めた場合は、7 日以内に請求者に通知し且つ書面にて理由を説明しなければならない。

第 19 条 特許管理部門は特許紛争を立案して受理した後、10 日以内に被請求者に答弁するよう通知しなければならない。被請求者は通知書を受領した日から 15 日以内に答弁しなければならない。

被請求者が期限を過ぎても答弁しない場合も、特許管理部門の処理には影響を及ぼさない。

第 20 条 特許管理部門の職員は特許紛争を処理又は調停するに際し、下記に状況の一がある場合、自ら回避しなければならないが、当事者又はその他の利害関係者もその回避を要求することもできる。

- (1) 紛争の当事者又は当事者及びその代理人の近親である。
- (2) 本紛争と利害関係がある。
- (3) 当事者及びその代理人と他の関係があり、本紛争の公正な処理又は調停に影響を及ぼす恐れがある。

第 21 条 特許管理部門は特許紛争の処理において、特許権の無効宣告をしてはならない。

特許管理部門が立案した後、被請求者は特許権の無効宣告を申請する場合、答弁期限内に行わなければならないが、かつ特許管理機関に処理の中止を申請することもできる。特許管理部門は処理中止の申請に対し審査決定を下し、且つ書面にて当事者に通知しなければならない。

第 22 条 特許管理部門は特許紛争の処理において、案件に係る調書、図面、資料、帳簿等の証拠を現場検査、検閲、複製又は登記保存する権利を有する。関係単位又は単位は調査に協力し且つ関係資料を提供しなければならないが、拒絶又は妨害してはならない。

特許管理部門の職員は調査に当たって法律執行証書を提示し、当事者及び関係者に立ち入りを通知しなければならない。

第 23 条 特許管理部門は特許紛争に対し自発性と合法の原則に従って調停を行わなければならない。調停後合意に達した場合は、調停書を作成しなければならない。調停後合意に達しなかった場合は、特許管理部門は 6 ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。

特許管理部門が処理決定を下す前に、請求者は特許管理部門の同意を得て、申請を撤回することができる。

第 24 条 市、県人民政府の特許管理部門が処理した特許紛争は、処理決定を下した日から 15 日以内に処理決定書を自治区人民政府の特許管理部門に報告して登録しなければならない。

自治区人民政府の特許管理部門は報告された処理決定の中で誤りを発見した場合、是正し又は当該特許管理部門に再度処理するよう要求することができる。

当事者は特許管理部門が下した特許紛争の処理決定に不服がある場合、処理決定書を受領した日から法に定めた期限内に人民法院に提訴することができる。期間満了後にも提訴しない且つ処理決定を履行しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 4 章 特許詐称行為の調査、処理

第 25 条 非特許製品を特許製品であると詐称する行為又は非特許方法を特許方法であると詐称する行為を禁止する。

第 26 条 如何なる単位及び個人も特許詐称行為を通報する権利を有する。特許管理部門は通報を受けた後又は特許詐称行為を発見した後、審査を経て受理条件に適合すると認められた場合は、7 日以内に立案し、且つ 2 名以上の職員を指定して調査、処理を行う。

第 27 条 特許管理部門は特許詐称行為の調査、処理において、下記に示す職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 特許詐称行為に係わる契約書、標識、帳簿等の資料を検閲、複製、登記保存する。
- (3) その他の特許詐称行為に係る活動を調査する。

特許管理部門は法に基づき職権を行使するとき、関係単位又は個人は協力しなければならない。拒絶、妨害してはならない。

第 28 条 特許管理部門は特許詐称行為の調査、処理において、立案日から 6 ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。

第 5 章 法的責任

第 29 条 特許出願権を横領した場合、返却し、且つ被侵害者に登録事項の変更手続きを協力しなければならない。被侵害者に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。

発明者又は創作者の非職務発明の特許出願権を横領した場合、侵害者の所属単位又は上級の主管部門は直接責任者に対し行政処分を行い、且つ法に基づき民事責任を負わなければならない。

第30条 職務発明であることを知りながらそれを非職務発明として特許出願して、国、単位に損害を与えた場合、上級の主管部門は直接責任者の行政責任を追及し、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第31条 法に基づき職務発明者または創作者に報奨、報酬を支払わない単位に対し、当該単位の上級の主管部門は期限を指定して支払うよう命じ、且つ直接責任者に対し行政処分を行う。

第32条 本条例第10条の規定に違反して、相手が特許権侵害行為、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を行うことを知った又は知り得ながら、製造、販売、使用、展示、広告、格納、輸送、隠匿等の便宜を提供した場合、特許管理部門は期限を指定して是正するよう命じ、1万円以下の罰金を併科することができる。

第33条 本条例第11条、第12条の規定に違反して、国有特許資産及びその他の財産を損害した場合、上級の特許管理部門は直接責任者に対し行政処分を行い、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第34条 特許権侵害行為をした場合、特許管理部門は侵害者に侵害行為を停止するよう命じ、且つ侵害者は賠償しなければならない。

他人の特許を詐称して犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第35条 下記に挙げる特許詐称行為の一に該当する場合、特許管理部門は違法行為を停止し、影響を排除するよう命じ、1千円以上5万円以下又は違法所得の同額以上3倍以下の罰金を併科する。

- (1) 偽造された特許証、特許出願番号、特許番号又はその他の特許出願標識、特許標識を印刷又は使用した場合。
- (2) 却下、取り下げ又は取り下げと見なされた特許出願番号又はその他の特許出願標識を印刷又は使用した場合。
- (3) 既に取消し、終了または無効宣告された特許証、特許番号又はその他の特許標識を印刷又は使用した場合。
- (4) 前述三項に挙げた標識のある製品を製造又は販売した場合。
- (5) 使用された特定の特許番号とその実際の製品又は実施の方法が当該特許の保護範囲と一致していない場合。
- (6) 非特許方法を特許方法であると詐称した場合。
- (7) その他の特許詐称行為。

特許詐称の標識は廃棄しなければならないが、標識が製品と分離困難な場合は、製品とともに廃棄し、必要な費用は特許詐称行為を行った単位又は個人が負担する。

第36条 特許管理部門は特許詐称行為を行った単位又は個人に対し、影響を排除し、是正するよう命じ、且つ公告する権利を有する。

特許詐称行為を行った単位又は個人が特許管理部門が下した影響排除、是正且つ公告の処理決定を履行しない場合、特許管理部門は執行を代行し、必要な費用は特許詐称行為を行った単位又は個人が負担する。

第 37 条 特許管理部門の職員が法に基く公務履行を拒絶、妨害した場合、公安部門は治安管理处罰法に基づき処理する。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を迫及する。

第 38 条 特許管理部門の職員が職務懈怠、職権濫用、汚職をした場合、その所属単位又は主管部門は行政処分を行い、当事者の合法的權益に損害を与えた場合は、法に基づき賠償し、犯罪に該当する場合には、刑事責任を迫及する。

第 6 章 附則

第 39 条 損害賠償は侵害者が侵害により特許権者に与えた損害を含む。侵害による損害賠償は特許権者の実際の経済損失、侵害者が侵害行為により得た利益で又は特許許諾実施費の同額から 3 倍を参照して賠償額を確定する。上述の方法で損害賠償額が確定し難い場合、一般に 5 千元以上 30 万元以下で賠償額を確定するが、多くとも 50 万元を超えてはならない。

放送、トレードドレスの意匠特許権侵害に属する場合、附属製品の全部の利益で損害の賠償額を算定する。

利益が算定できない場合、製品の生産額×当該業界の平均利益率で算定する。

第 40 条 本条例は 1999 年 7 月 30 日から実施する。